書写技能基礎講座［楷書編］
（平成四年文部省告示第一号）
書道臨書講座【楷書Ⅰ】
（平成六年文部省告示第二十七号）
書道臨書講座【楷書Ⅱ】
（平成七年文部省告示第二十二号）
書写技能基礎講座［行書編］
（平成十年文部省告示第六十六号）

（新名称）
公益財団法人日本習字教育財団
（旧名称）
財団法人日本習字教育財団

平成二十五年四月一日

388,000円
7,400円
21,000円
69,400円

○文部科学省告示第百二十二号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項に規定する登録施設利用促進機関の代表者の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十五年六月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

一　登録番号　第〇〇一号

二　登録施設利用促進機関の名称　公益財団法人高輝度光科学研究センター

三　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録施設利用促進機関の代表者の氏名	理事長　白川　哲久	理事長　土肥　義治

四　変更年月日　平成二十五年六月十七日

○厚生労働省告示第二百十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表Ⅱ区分057⑴③を次のように改める。

③　カップ・ライナー一体型

ア　カップ・ライナー一体型(Ⅱ)　87,900円

イ　カップ・ライナー一体型(Ⅲ)　94,200円

別表Ⅱ区分073に次のように加える。

(4)　位置情報表示装置（プローブ・ドリル）　22,400円

別表Ⅱ区分112⑴を次のように改める。

⑴　シングルチャンバ

①　標準型　733,000円

②　MRI対応型　781,000円

別表Ⅱ区分118に次のように加える。

(3)　アダプター　256,000円

別表Ⅱ区分133に次のように加える。

(19)　冠動脈カテーテル交換用カテーテル　19,100円

別表Ⅱ区分139を次のように改める。

139　組織拡張器

(1)　一般用　31,200円

(2)　乳房用　32,100円

別表Ⅱ区分146⑶を次のように改める。

(3)　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

①　標準型　1,620,000円

②　血管分岐部対応型　1,850,000円

別表Ⅱに次のように加える。

178　神経再生誘導材　388,000円

179　気管支用充填材　7,400円

180　陰圧創傷治療用カートリッジ　21,000円

181　人工乳房　69,400円

別表Ⅸ⑶に次のように加える。

146　大動脈用ステントグラフト (3)　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ②　血管分岐部対応型 （薬事法承認番号） 22400BZX00516000	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで	1,970,000円

○農林水産省告示第二千九十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十五年六月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき四九、三七〇円

適用期間　平成二十五年七月一日から九月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十五年七月一日から九月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一二、六二三円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、三六三円）

適用期間　平成二十五年七月一日から九月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三九、二八三円（うち消費税額及び地方消費税額分　六、六三三円）

適用期間　平成二十五年七月一日から九月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき七三、五九〇円

適用期間　平成二十五年七月一日から九月三十日まで

○国土交通省告示第六百六十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口市小郡大字上郷字地蔵前一八四四番四から同市小郡大字上郷字松坂五九六番一〇まで	前	最大　三四四（メートル） 最小　三四	一、二五一（メートル）
	後	最大　三三二 最小　二六	